

第 99 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会

議事録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 31 年 3 月 6 日 (水) 10:00～12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 4 階 416 会議室
- 3 出席者
会 長 辻村 みよ子 明治大学法科大学院教授
委 員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同 可児 康則 名古屋第一法律事務所弁護士
同 小西 聖子 武蔵野大学人間科学部長
同 木幡 美子 株式会社フジテレビジョン放送文化推進局CSR推進室部長
同 種部 恭子 公益社団法人日本産婦人科医会常務理事
同 原 健一 佐賀県DV総合対策センター所長
同 山田 昌弘 中央大学教授
同 山本 恒雄 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所客員研究員

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題（案）について
- 3 閉 会

(配布資料)

報告書案「セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題（仮）」

(議事録)

○辻村会長 皆様、おはようございます。ただいまより、第99回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、これまでこの専門調査会において作成を進めてまいりましたセクシュアル・ハラスメントに関する報告書案、「セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題」に関して事務局から説明した後、質疑応答の時間を持ちますので、報告書の完成に向けた最終的な御議論をお願いしたいと思っております。

それでは、最初に事務局から配付資料について説明をお願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 事務局でございます。きょうもよろしくお願いいたします。

資料は1種類配付させていただいております。「第99回女性に対する暴力に関する専門調査会資料」とございますが、これが当調査会の報告書の案となっております。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。お手元にお配りしております資料は、これまで専門調査会で行ったヒアリングの内容と、各委員からの御意見などを踏まえて作成した報告書案でございます。この間、委員の皆様にも何度か確認をしていただいておりますけれども、本日はこの取りまとめの案について、事務局からこれから20分程度説明をしていただきました後で、皆様から質疑応答をさせていただきます。本日は人事院、厚生労働省、文部科学省からも出席していただいておりますので、御質問等をよろしくお願いいたします。

なお、この専門調査会の委員の任期が今年度内となっております、この報告書について皆さんに御議論いただけるのは、本日が最後となります。本日の御意見を踏まえまして必要な修正を行い、3月中には取りまとめたいと考えております。

それでは、事務局から報告書案の概要説明をお願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 「セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題（仮）」というものをご覧いただきたいと思います。

専門調査会としての報告書の案という形になりますけれども、もともと当調査会におきましてはDV対策に係る審議を進めさせていただいております。そういったさなかで昨年の春先に、行政とメディアにおける例の事案が発生したことを踏まえまして、セクハラ対策について調査審議をするということで、昨年6月以降、6回にわたりまして有識者、関係府省庁にヒアリングを行いまして、諸外国の法制度、国内各分野における取組状況、課題といったところについて審議を進めてきたところでございます。

資料の報告書案につきましては、前回調査会におきまして各委員の方々から盛り込むべき事項について御意見をいただいております。その後もメール等でご覧いただきまして、いただいた意見を踏まえて作成したものでございます。

1 ページ目が「はじめに」でございます。セクハラが男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題であること、それから、前回調査会時に木幡先生から意見がございましたが、2 パラ目でございますが、セクハラが優越的地位にある者がその立場を利用して行われる場合が多い。その執拗な行為に耐え続け重大な精神的苦痛を受けることもある。そういった被害者側に立った記述を盛り込んだところでございます。

さらに、これまでもセクハラ対策といたしまして均等法だったり人事院規則がある中で、例の事案が発生したことを受けまして、緊急対策が策定された一連の経緯をここに示しているところでございます。そういったセクハラ問題に対する社会的関心が高まる中で、当専門調査会としてヒアリング、議論を重ねまして、昨年12月に労政審で建議が出ました。ことし1月にも緊急対策のフォローアップを行ったところでございます。そういったとこ

ろを踏まえつつ、現状と課題について整理したというような内容が「はじめに」で書いてございます。

3 ページに行っていただきますと、本報告書の柱立てでございますが、Ⅰは国内の法制度、Ⅱが国内の取組状況、Ⅲが諸外国の法制度、Ⅳで今後の課題という形になってございます。

Ⅰの国内の法制度でございますが、御案内のとおりでございますが、職場におけるセクハラ対策でございますが、均等法によるものと人事院規則によるものとがあるという内容でございます。3 ページから6 ページにかけまして、それぞれにおける定義、均等法上、対価型、環境型だったりとかがある。あるいは職場の範囲、措置義務の内容等について取りまとめているものでございます。

6 ページに行っていただきまして、その他のところでございますが、職場以外のところがどうなっているのかというところでございます。セクハラ行為につきましては、対応いかんによっては現行法のもとにおいても一定の犯罪を構成することがある。ここに書いてありますとおり刑法上の名誉棄損、侮辱罪、脅迫罪、強要罪、身体的接触を伴うものについては暴行罪、強制わいせつ罪に該当し得る。また、特別法としましてストーカー規制法だったりだとか、直罰規定による処罰であったりだとか、迷惑防止条例、痴漢等の性的な迷惑行為を相当幅広く処罰する規定を設けているというところに触れさせていただいております。

Ⅱの国内における取組状況を7 ページ目に入れております。第4次の男女共同参画基本計画等に基づきまして、雇用の場以外に教育、スポーツ等の分野におけるセクハラ被害についての実態把握だったり、防止対策を講じることになってございます。

1 (1) でございますが、企業におけるセクハラ被害の現状を簡単に触れますと、女性の3割が職場で被害を経験している。それから、(2)の防止対策の取組といたしまして、6割を超える企業が防止対策に取り組んでいて、増加傾向にあること、企業規模が大きくなるほど高くなる傾向にあることを記載してございます。

8 ページ、2 の教育分野でございます。(1) 被害の特徴といたしまして学生から教員への信頼、教員の持つ権力、社会的影響力、成績認定、そんな優越な地位というところがございます。アカハラと絡み合って被害相談をためらう傾向にあり、また、先生と生徒の間だけではなくて、学生間のセクハラも多く発生し得るという特徴を述べてございます。

(2) の防止対策の取組でございますが、全ての国公立大学で防止の取組が実施されている。その他ガイドライン、倫理規定の作成、研修会等々、相談窓口の設置等々をやっているところでございます。

9 ページに移りましてスポーツ分野でございます。3 (1) 特徴といたしまして、指導者と選手は長時間を共有する。身体的接触も多い。厳しい上下関係。さらには代表選考などの実権を握っている。そういったことから被害を秘匿しやすい、問題が顕在化しにくい傾向にあるということで、(2) 取組状況でございますが、スポーツ統括組織の半数以上

において倫理問題等についての規定がないという状況になってございます。

10ページ目、4の昨年6月に決定しましたセクハラ緊急対策のフォローアップでございます。（2）アでございますが、新たに実施が義務づけられることとなりました幹部職員と課長級職員に対する研修につきましては、1月時点で全府省庁にて既に実施済みとなっております。

11ページ目に行きまして、外部の者からのセクハラ通報窓口の整備につきましては、9割の府省庁において既に実施済み。それから、人事院さんにおきまして各府省から独立した一元的な相談窓口、これは31年度から開設する予定になってございます。

12ページからが諸外国における法制度になってございます。アメリカ、EU、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、6カ国の組織、セクハラに関する規定や特徴等についてまとめたものでございます。

12ページ、1がアメリカでございます。山崎先生から御報告いただいたものでございます。

13ページ目がEUという形になります。こちらが内藤先生から御報告をいただいたもの。それから、同じページの下の方からイギリスでございます。内藤先生から御報告をいただいたもの。

この3つにつきましては、基本的に差別禁止法制ということでございます。イギリスについてはハラスメントからの保護法というところで刑事罰を科したり、損害賠償請求等の民事救済の対象となることも規定しているということが、その次のページに述べてございます。

15ページ目のフランス以降、これは山崎先生から御報告をいただいたものでございますが、フランスにつきましては2002年の改正法によりまして、セクハラ罪というものが規定されました。性的好意を得ることを目的として他人にハラスメントをする行為。これが違憲判断が出たということで、新たにセクハラ罪がまた定められまして、原則として身体的侵襲のない言葉や身振り等を規制するものではありませんが、行為の反復性を必須の要件とするとされたところでございます。

17ページにまいりまして、その特徴でございますが、まずEUの指令はそのセクハラを人の尊厳の侵害とするとともに、性差別とみなしているところであります。フランスはセクハラ等のハラスメントを現象そのものと捉えており、必ずしも差別の結びつきは考えられていないところでございます。

ドイツにつきましては5（1）、これは井田先生に御報告いただいたものでございます。処罰規定の対象となる性的行為につきましては、被害法益との関係で一定の重大性を持つものに限られている。従来そこに至らない行為は、侮辱罪などに該当する場合のほかは犯罪とされてこなかったということでございます。ただ、2016年の刑法改正によりまして、それに至らない行為、例えば着衣の上から胸部、臀部に軽く触れる等の行為について、セクハラ罪として処罰の対象とするとしたところでございます。

その特徴といたしまして18ページの下のところでございますが、このセクハラ罪は従来の処罰規定に見られた間隙を埋めるものというところで、個人の性的自己決定権の保護の充実に目的として、身体的接触を構成要件とするということで、限定的な定義を採用しているところでございます。

19ページ目が6のスウェーデンになります。これは矢野先生が御報告いただいたもの。これも特徴といたしましては、EU指令の影響のもとで差別禁止法性を採用しているという内容でございます。差別オンブズマンの制度もあるという御報告がございました。

今後の課題を20ページ目以降に書かせていただいております。

1が基本認識でございます。ここは繰り返しませんが、セクハラは重大な人権侵害であってはならないものというところでございます。

2の機運の醸成、教育啓発・研修の充実にについてでございますが、企業におきましては3パラ目でございますが、取組が進んでいない管理職に対する研修、それから、中小企業を対象としたセミナーも開催、個別企業に対する支援が必要というふうに記載させていただいております。

21ページが相談体制の整備となっております。2パラ目でございますが、都道府県労働局が対応していない休日やメールによる相談受理、被害者が相談しやすい相談体制の整備の検討が必要と書かせていただいております。

プライバシーの保護や二次被害を生じさせないための教育など、相談員の質を高めていく必要があることについても言及をさせていただいております。

ページをおめくりいただきまして一番上のパラグラフでございますが、男性からの相談、国籍や性別、性的志向、性自認等にかかわらず、誰もが等しく相談を受けられるよう配慮が必要であることとさせていただいております。

4の実態把握でございますが、2行目のところで特に教育、スポーツ分野において把握が十分でない。取組状況に偏りが見られると指摘させていただいております。

3パラ目でございますが、相談体制の整備により把握される相談件数につきましても、被害実態把握の要素とする必要があると述べさせていただいております。

5が法制度に関する比較検討でございます。セクハラ規制に関する2つの法的アプローチといたしまして、小島先生と山崎先生からの報告をもとにしたものですが、セクハラを人の尊厳や人格権の損害と捉える人格権アプローチ、それから、性差別と捉える性差別アプローチの2つがあるというところでございます。

内容といたしまして（2）にございますが、23ページ目、人格権アプローチでは刑法や特別法でハラスメントを規制いたしまして、一方、性差別アプローチでは差別禁止法等で規制をしている。山崎先生の御報告によりますと、日本は人格権アプローチでセクハラを把握しており、今後、立法を検討する場合には、この点が課題となるとされているというところでございます。

（3）我が国における刑罰によるセクハラ規制の可能性についてでございます。これは

刑法学者の井田先生の御報告でございますが、それによれば刑法は副作用の大きい劇薬のような手段であり、市民の権利保護のための最後の手段でなければならず、まずは労働法や民事法、懲戒などの考え得る手段を講ずべきとされている。セクハラ罪を規定する国が幾つかございますけれども、そういったところでも網羅的にセクハラ行為を規定しているのではなくて、対応や程度に種々の限定を行っている。我が国と比較しまして処罰の範囲が大きく異なるというものではないということに留意が必要ということですので、刑法上の規定だったりとか、迷惑防止条例等があるというところでございます。

(4)でございますが、中長期的課題といたしまして、昨年12月の労政審の建議によりますと、行為者に刑事罰による制裁を科すこと、それから、被害者による行為者等に対する損害賠償の請求の根拠を法律に設けること、こういったことについては他法との関係の整理、それから、違法となる行為の明確化等、種々の課題がある。その必要性も含め中長期的な検討を要するとされているが、職場におけるセクハラは許されないものであるという趣旨を法律で明確化されることになれば、実効性も一定程度向上していくことが期待されるところでございます。

その他、労働分野に限らない領域におけるセクハラについて包括的に規定するような法制化についても、その必要性の有無も含めまして、中長期的な課題として検討していく必要があるという形でございます。

「おわりに」がございまして、その後、参考資料で一覧を目次をつけさせていただいており、まだ本体はつけていないのですが、委員名簿、男女共同参画会議の過去の開催状況だったり、関連法令の計画等、3の関連資料といたしまして緊急対策、そのフォローアップだったりとか、労政審の建議、いろいろな有識者の方からヒアリングをさせていただいたときにお出しいただいた資料も、添付の中につけさせていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

19ページで1点修正しておきたいところがございます。6のスウェーデンにおける法制度の(1)セクハラに関する規定、箱のところでございますが、第4号といきなり書いてございますが、第1章第4条をつけ加えたいと思います。大変失礼いたしました。第1章第4条の第4号、第5号となります。

○辻村会長　ありがとうございました。

それでは、御説明を踏まえて、これから委員の皆様からの御質問、御意見を頂きたいと思います。本日は、案件はこれだけですから、言い残したことがないように積極的な御発言をお願いしたいと思います。

私の経験で申しますと、報告書をつくりますときに、例えば02012年の性犯罪と刑法改正に関する報告書のときなどは、この意見を主張する委員が多数であったとか、複数の委員が主張したとか、委員たちの議論がにじみ出るような報告書であったように記憶しているのですが、今回は注のところが皆ヒアリングの内容になっておりまして、巻末にも参考資料としてヒアリングの内容が出ておりますから、ヒアリングで専門家・有識者の方々が御

報告されたことが中心のような外観になっております。しかし実際には、委員のみなさまに毎回毎回議論をしていただき、御意見をいただいたものをそのまま流し込んでいるのです。ですから、一見すると委員の存在がなかなか表面に出にくい状態になっています。そこで、この点については、自分をもっと強く書くことを主張するというような委員がおられましたら、本文の後に、「なお、複数の委員からは〇〇のような見解もあった」のような形で加えていくことは可能だと思いますので、本日できる限りそういった御主張も含めてご発言いただきたいと思いますので、次第でございます。

省庁間の調整とかいろいろございますし、多少の修正が起こる可能性がありまして、そのときにはメールなどで委員の皆様にも御報告することにしますが、できる限り本日の会合において御指摘をいただければ幸いです。では、よろしくお願いいたします。

○阿部委員 確認をさせていただきたいのですけれども、20ページ、1の基本認識と2の関係なのですが、基本認識の4行目に「我が国では、職場におけるセクハラは男女雇用機会均等法に、公務の場におけるセクハラは人事院規則」というふうにあります。地方公務員は人事院規則ではなく、男女雇用機会均等法11条の適用ではないかと認識しているのですが、その後、2の6行「地方自治体においては、措置義務の履行等について、国に準じた取組を要請する」これは意味合いとして、地方公務員は雇用機会均等法の適用ではあるけれども、人事院規則10-10に準じた取組をしたほうがいいという意味なのか、言葉が足りないというか、私もどう理解したらいいのかということがありまして、説明をお願いできればと思います。

○辻村会長 この点についての関連質問はございますか。地方公務員の問題です。よろしいですか。では、お答えください。

○杉田暴力対策推進室長 阿部委員が基本的に言われたとおりでございまして、地方公務員は基本的に均等法が適用されるのですけれども、ここに書いてありますとおり、措置義務の履行につきましては適用がないということになってございますので、ここは国に準じて厳しいといえますか、そういった取組を要請していくという内容でございまして。

○辻村会長 阿部委員がご指摘のように、そこがわかるように少し手を入れていただくことでよろしいでしょうか。では、ほかに、どうぞ。

○山本委員 もう既に議論があったのかもしれないのですけれども、1ページ目の「はじめに」のところです。2行目の「予防と被害からの回復の取組」と挙げられているのですが、内容は本文を読めばわかるのですけれども、予防と被害の回復の間、発見と再被害の阻止ということが非常にこの課題では難しいということがずっと議論されていると思うので、何らかそういう課題の取り上げ方としては、予防と被害の回復の間も入れていただけたらと思います。

○辻村会長 以前にも御議論があったかと思いますが、この点はどのようにいたしましょうか。

○杉田暴力対策推進室長 表現ぶりにつきましてはちょっと考えさせていただきたいと思

います。今いただいた意見も踏まえて書き足すことができるかどうか、考えたいと思います。

○辻村会長 委員から出された貴重なご意見ですので、もし「はじめに」に発見、再被害の阻止のところが十分でない場合には、どこか国内における取組状況であるとか、ほかの現状のところでもいいので、少し書き込むとかも考えください。

○杉田暴力対策推進室長 「はじめに」の書きぶりには、第4次の男女共同参画基本計画を引いている部分でもありますので、どこに入れるかというところも含めて引き取らせていただきたいと思います。

○辻村会長 「はじめに」のところは、基本計画などを引用したり、概要を述べたりすることが多いので、本文のところで何とか今の御趣旨を入れさせていただければいいかと思っています。

ほかにいかがですか。可児委員、どうぞ。

○可児委員 20ページ以下の今後の課題のところなのですが、今回のセクハラの問題に関する議論というのが、メディアと行政間で発生したセクハラ事案を一つの契機として議論が進んできたと言いつつも、実際の今後の課題のところを見ると、いわゆる国家公務員向けに書かれている、国家公務員としての取組が書かれている部分が本当に微々たる部分で、ほかのことばかりが書かれているような感じを受けます。もう少し最初のきっかけがそこであった以上、何がしか書き込む必要があるのではないかと感じます。その関係で言いますと11ページのところで、人事院のほうで各府省から独立して一元的に相談を受け付ける窓口を31年度から開設予定であることが報告されたとあるので、そういったものができてきたとすると、当然のことながら運用がきちんとされるかということは常に検証していく必要があると思います。日弁連であったり各弁護士会にもそういったセクハラであったりとか性差別の相談窓口があるのですが、なかなか相談が寄せられないという問題があって、常に何が問題なのだろうということは検証しながら進めているようなこともあります。そういった人事院での相談窓口、あるいは何がしかの相談体制についても改善を加えるとか、そういったことも含めて今後の課題として入れ込んでいただくと、より厚くなるのではないかと感じました。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。これは多分21ページ、相談体制の整備のところと、22ページの実態把握とか、そういうところに関連してくるかと思っています。ここの中にメディアという言葉が出てこないことも私も実は若干気になっておりましたのですが、そこはどういたしましょうか。事務局はどういう御意見ですか。人事院のほうで公務員の取組についての書きぶりはこれでよろしいか、後で御意見を伺えますか。

まず杉田室長から。

○杉田暴力対策推進室長 国家公務員向けの第三者機関的な窓口を設けるということで、その検証というところをしっかりとということで、22ページ目の上から2パラ目「このほか」

というところで1つ書いてございます。「公務の場における外部の者からの通報窓口については、研修等により相談員等の技量を向上させるとともに、窓口設置状況の周知により相談につながりやすくするなど、その実行性の向上に努める必要がある」と書かせていただいております。ここが検証という意味で十分かどうかという御指摘なのだろうと思っております。

4の実態把握の一番下のところでございます。これも検証するに際してということでもあるのですが、相談件数につままして被害実態把握の要素とする必要があるというところで、こういったところの把握をした上で、どうその実効性を高めていくのかというところにつけていくことなのだろうと思っております。

○辻村会長 人事院のほうで何か御意見ございますか。行政とメディアの関係から出発した問題ですから、公務員への取組について、もう少しどこかに詳しく書くことはできないかという御意見が出ておりますが、22ページの「このほか、緊急対策に基づいて整備される公務の場における外部の者からの通報窓口について」で、若干書いてあるのですが、それ以外に何か御意見ございますか。

○人事院 ありがとうございます。私どもといたしましては、まず人事院がみずから第三者機関として設ける窓口がございまして。これについてはまさにこれから設けようとするものでございまして、その検証というのは設けてからになるのですが、まずこの検討会でも御指摘いただいていますように、知られなければ始まらない。我々は今後、来年度の設置に向けて人事院ホームページでどういうふうにわかりやすく周知するかということを検討しておりますが、まさにまずは周知のあり方についてしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○辻村会長 そうすると、ここに窓口設置状況の周知徹底について、というように、もう少し詳しく書き込むことができればいいですね。可児委員、どうですか。

○可児委員 今のことに関連してというか、もともとの発生がメディアと行政間であったのに、書いてあることが民間のことばかり書いてあるように今後の課題として受け取れてしまうと、何だろうなと受け取るほうは思ってしまう部分があるので、少し書き方を工夫していただいたほうがよろしいのではないかと思います。

○辻村会長 項目を別に立てるということもお考えですか。この相談体制の整備のところで今の窓口のこととか人事院が設置する窓口のこととか、実態把握のところスポーツとか教育は出てくるけれども、公務員のところの実態把握などが出てこないという危惧があるかもしれないです。

○人事院 私のほうから専門調査会の報告書の書きぶりに御意見を申し上げるのはどうかというところはあるのですが、先ほどの御意見についてより強調して書くということはあるかなというふうに考えます。

○辻村会長 では、それはまた御相談させていただくということで、今以上に強調していただくかたちで委員からの要望に、対応していただければ専門調査会としてはありがたい

と思います。

ほかにいかがでしょうか。

○小西委員 今のメディアと行政の件は、それを契機にしてというのがここでの議論でも、実際に契機として法制度について検証することをやっていたので、どうしてもそのようになっているのだと思うのですが、可児先生がおっしゃったことは、本当にそうだと思うので、一貫した書きぶりになったほうがいいかなと思っております。

むしろ何か法制度を検証して、何か日本で新しい制度をつくとかプランができるのかなと思いつつ議論していましたが、結論としては井田先生の我が国における刑罰におけるセクハラ規制の可能性というお話で、おしまいになってしまっているの、会議での議論の方向性とは違う印象を与えるなと思います。

読めばもちろんそうなのだけれども、それに対してこの委員会でどうなのかということがどこにも出てきません。幾つかそういうところがあるのです。ここの23の(3)です。それから、もう一つ気になったのは文科省が書きになっているところで、8ページの2のセクハラ被害の実態及び特徴というところで、一番最初のところです。「教育現場におけるセクハラ被害については、調査することにより二次被害をもたらすおそれもあるなどの理由から、その実態を把握することが困難な側面もある」。もちろん現状としてはそうなのですけれども、そのことについてどう考えているかというのがないので、ここだけ読むと学校の中ではこういうことは調査できないんだよ、みたいな感じに文脈が読めてしまいます。せめて「現状では」とか「いまだできていない」とか、そういう形で書いていただく必要がある。

全体として私が具体的に気になったのはこの2点なのですが、確かに現状としてはそうなのですけれども、そうだったらそういう現状、要するに制度としてはあるのだけれども、うまくいっていない現状について何かもう少し検証するとか、そのことを問題だと思っているとか、そういうことを書いていただいたほうがいいのではないかと思います。

○辻村会長 同様の御意見ございますか。どうぞ。

○種部委員 私も同じことを考えていたのだと思うのですが、セクハラ法なり何なりなかなか難しいというのはわかりますし、行為者に対して刑法で処罰を加えるというのは難しいというのはよくわかるのですが、例えば6ページ、その他のところに現行法の刑法の中でも幾つかいろいろな犯罪が構成されていて、それで何とか行為者を罰することができるようなことが書いてあるのですけれども、現実問題、難しいと思うのです。例えば強制性交等罪や強制わいせつ罪というのは暴行脅迫要件があるわけで、立場を利用したセクハラの場合にこれを成立させるのは非常に難しい。現行法で十分可能ではないかととれる書き方ですが、それが難しい状況に置かれているからこそ今、現実には刑法で罰することができていないので、できているではないかという見え方にはちょっと残念だったなと思います。

たしか内閣府の男女間の調査でも、7.8%の女性に望まない性交の経験があり、その中で、

職場、アルバイト先の関係者によるものは14.9%だったと思うのです。ということはかなりの数のセクハラ被害者がいるけれども、現実としてはそんなにたくさん加害者を処罰できた人はいないということになります。現行法上、刑法では厳しいという前提があった上で、セクハラについては違う法整備をしていくとか、相談窓口はあっても、雇用している側の関係者で構成しているような相談窓口だと相談できないということがあるので、例えば21ページ、相談体制の整備というところがありますが、ここで会社の相談窓口の質を上げるなどの方向性を示す必要があると思います。3つ目のパラグラフの最後のほうに事業主は方針を明確化して継続的に周知啓発をし、今後、法整備をすると書いてありますけれども、周知啓発しても会社の関係者による相談窓口である限り、相談はできない。第三者が開設する相談窓口など、相談した人が保護されるようなものの設置を求めることが明文化されていないと、相談はしないと思うのです。窓口の質を上げるということだけではなくて、管理者に対しての罰則の規定を設けていくことも、もう少し明確にした形にしていただかないといけないのではないかと思います。

○辻村会長　ありがとうございます。

最初の小西委員の刑罰に関するご意見については、私も同じようなことを考えておりますので、後でお話したいと思いますが、8ページのところの文科省のくだりではいかがでしょうか。文科省からも来ていただいておりますし、杉田室長のほうで具体化していただけますでしょうか。

○杉田暴力対策推進室長　御指摘をいただいた点でございますが、現状ではいまだできていないというところと、今後改善につながるような書き方の工夫、できるかどうかというところを考えさせていただきたいと思います。

○辻村会長　いかがですか。何か御意見ございますか。

○文部科学省　ここについては、以前の暴力調査会で把握している状況について説明申し上げたところですが、例えば教員が加害者になっているケースで処分を受けたケースが何件あるのかという情報や、学校に配置を進めているスクールカウンセラーの相談状況等を把握しているところです。まず相談体制を学校に整えていくことが大事かと思います。課題を把握でき、その後の対応ができるような体制が学校に配置されることが一番必要と思いますので、何かそういう発展的な今後の取組につなげられるような記載ができるか、内閣府さん等と今いただいた御指摘を踏まえて文章を検討していきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○小西委員　私がちょっとひっかかっているのは、今の理由でしたら調査をすることにより二次被害をもたらすおそれもあるなどの理由からではないです。実態がはっきり把握できないという理由は、今みたいなことがたくさんあるのだけれども、それは二次被害を与えるからではなくて、その他のさまざまな理由があるわけです。だからこのところが被害者保護のために必要というような、表面上そういう書きぶりに見えてしまうところがとても気になるのです。

二次被害は与えないように聞くことはできるのです。技術がないから聞けないのだから、ここの理由のところがちよっとひっかかるので、最後のところまでこのままそれでいいのかという気持ちになってしまうので、ここをぜひ変えていただければと思います。

○辻村会長 その点でしたら私も思うところがあります。要するに行政のほうではこれを行っている、これもやっているということが書いてありますが、報告書でそれを記述するだけでしたら委員会で審議した意味がないのです。その後、例えば9ページで対策の推進を図っていると書いた後に、委員からは実態把握について引き続き真摯に調査をし、結果を公示していただきたいとの意見があったとか、例えば、委員会あるいは委員としてこれについて要望する声が強かったとか、そういう書きぶりというものも報告書では有効だと思いますから、そういう形でどうでしょうか。

○小西委員 もちろん省庁のほうでやられている取組というのが当然あって、そのことを書くべきだというのはもちろんわかっています。意見だけではなくて、ここでやったことはそれだけではなくて、そういうことを知ることもやりました。けれども、この委員会の委員全員が思っていることというのは、報告の中身を聞いていただけないわけですから、会長が言われるように何かそれをつけないと、読んだ人が思うニュアンスというのが全然変わってしまいますので、そこは気をつけていただいたほうがいいと思います。

○辻村会長 そうですね。この段階ですから具体的に例えばこの何行目に、委員会ではこういう意見が強かったとか、こういう意見があったとか、そのようなものを言っていて、ここで、皆さんで合意して加筆するというようにすればいいのかなと思っておりますのでご検討ください。

それから、さきほどの刑法のことなのですが、私もここは実は原案をまとめていただいてから何回も事務局とメールのやりとりをしているのですが、私も多少加筆すべきではないか、と考えています。委員の皆様賛同をいただければ、ここは書き加えたらどうかと思います。

というのは、今回、なぜ外国の法制度を検討したかという、多くの方々が、日本は男女共同参画社会基本法だけでは不十分で、性暴力禁止法とか性差別禁止法が必要だからこれをつくろうと主張されている背景があります。ですけれども、セクハラについても性差別禁止法で解決するか、今すぐにつくれる状況かというところ簡単ではあません。基本法はどうするのか、法体系はどうするのかという問題など、そこからの検討が進んでいないのです。

そうこうしているとILO条約の関係でハラスメント防止法をつくろうという流れが出てきて、現在では、差別禁止法をつくる流れとハラスメント防止法をつくる流れという2つがあるのですが、日本では相互のグループが議論を突き合わせることもなく主張している段階であるため、そこを超えないと次に進めないだろうと私は思っています。そこで、この報告書で、各国でもいろいろな考え方があるので、日本が今後どうしていくのか、どちらの体系でどういう法律をつくっていくのかという課題があるということを明らかにして

おく必要がある。科学的、実証的、学問的にそれを明確にしておきたいという考えから、そういう形で進めてきたわけです。

それで人格的アプローチと差別アプローチがありますとか、英米法体系と大陸法体系がありますということを書いて並べたのですけれども、それで委員会がどっちにしろとかいうことも全く言うておりません。今後の検討に委ねるのですが、現状では、その今後の検討が必要であることを明確にした項目がなくて、（４）の刑罰の項目があって、刑罰は難しいというような意見が井田委員の報告として出ています。そこで、委員会として思っていたことが反映されず、結局、刑罰は難しいというような意見だけ書くための報告書だったのかととられかねないことになってしまうのではないかと、危惧を持っています。これは私の試案ですけれども、例えば刑罰の項目の前にもう一つ項目（３）を付けて、刑罰の点を（４）にして、（３）を「我が国におけるセクハラ規制の方向性」とでもして、刑罰の問題の前に前提として主要な検討課題を書くのがよいのではないかと考えています。

そこで書くべきこととしては、まず、セクハラ規制の前提としての定義、要件、対応に関する議論の必要性ということです。そこでは、例えば、「上述のように、日本にはセクハラを直接規制する固有の法規（セクハラ防止法）のような法律は存在しないものの、男女雇用機会均等法や刑法（強制わいせつ罪、暴行罪等）、人事院規則、民事法（民法上の債務不履行や不法行為）、各自治体の条例（迷惑行為等防止条例法）などで対応してきている状況にある」ということを明確にして、「日本にもセクハラに対応する法律はいろいろあるのだけれども、これらがばらばらに規定されているために、セクハラ規制としての全体像が見えないと、とくに、雇用分野に偏っていて、学術・教育分野やスポーツ分野、政治分野等に適用される法規が十分に整備されてないこと」が問題であることを明らかにしておく必要があると思います。さらに、既に見たように均等法指針には、セクハラの実態がある、と書かれていますが、そこでは、セクハラの実態ないし要件は、「労働者の意に反する性的な言動」ですね。他方、人事院規則10-10では、「他の者を不快にさせる性的な言動」です。片方は「意に反する言動」で、片方は「不快にさせる言動」になっていて、定義自体が同じではないのです。

ですから統一的な定義があるわけではなく、セクハラの実態、要件自体が固定的に捉えられている段階にはない。さらに日本の場合は、ジェンダーハラスメントや環境型セクハラと解されている行為の体系と、身体接触や性犯罪を含む対価型の体系との間にも差異があり、統一的に定義されているわけではない。これらのことも改めて明確にしておくべきでしょう。今まで外国の例を見てきたのですが、フランスやドイツのように、刑法で定める国は当然ながら罪刑法定主義の関係がありますから、環境型は入れていないのです。ですから対価型で身体接触を含む非常に厳密な要件を設けて犯罪化する場合には、環境型は外れるのです。ですけれども、日本は厚労省で環境型も〇〇ちゃん、のような「ちゃんづけ」呼称もセクハラだし、お茶くみもセクハラになるという、いわゆるジェンダーハラスメントもセクハラですという形でこれまで広報を徹底してきたわけです。ですからこの現

状のママで、刑法をつくれと言っても無理になってきます。

そうするともう一回絞り込んで、いわゆるセクハラの中のどれとどれが刑法の対象になるかということが問題になりますので、刑法などの法律や条例で規制したりする場合に限って厳密に検討することが必要です。そこで、包括的なセクハラ罪をつくろうとすると、これは一括法のような形で全体を見渡した法律をつくらないと、立法学的にも非常に難しい状況にあるといえます。これは諸澤先生が、日本はストーカー規制法をつくってあるから、それとハラスメント法とがかぶってくるため、現状のままでは、そちらに手を触れないうえ一回別にハラスメント法をつくるのも非常に難しいというようなことを指摘されました。

そこで、立法上、非常にむずかしい状況にあるけれども、相互にいろいろなアプローチがあり、各国でいろいろな概念規定がある中で、日本は、今後これについて定義を統一するのか、あるいは変更するのかについて、そもそもの議論が必要な段階にあるということ、この報告書を通じてまずは明らかにして、そして、こういう定義の統一の必要性や規制のあり方を含めて、総合的な規制の方向について議論をすることが必要であると書いた項目が、必要ではないかと思うのです。

これは学者の世界でも、ジェンダー法学会などでも、いつも議論になっているのですが、性差別禁止法をつくろうという形で言われる方も非常に多い反面、ハラスメント法制化の流れと両方あるので、日本の方向性についてはもっと議論しないといけないという事言っているのです。例えば、性差別禁止法を制定する場合、男女共同参画社会基本法との関係はどうなるかという問題もありますから、そもそもそういうことを議論が必要な段階であることを、せめてこの調査会でいろいろな方に来ていただいて議論し、この報告書にまとめることで、今後のたたき台にさせていただいて、具体的な規制の議論をすぐに次に進めて頂けるようにしたいと考えているのです。

定義の統一だとか、定義についての議論は、労政審の建議に基づいて今ちょうどされているところですが、これは調査会とは別ですから、両立は可能ではないかと思っているのですけれども、いかがでしょうか。今回は根本的な改正をする時間がないため、こういう問題は中長期的課題に残すということのようなのですが。

○厚生労働省 今おっしゃっていただいたように法案の検討をしております、ちょうど先週、与党手続が終わりまして、もう間もなく閣議決定して国会に法案が出る段階になってございます。

この報告書案ですと26ページの（４）で書いていただいておりますが、我々の審議会では規制のあり方、刑事罰や民事的な規定については、いろいろなほかの法律との整理なども必要なので中長期的課題だとされておまして、定義につきましても、刑事罰にせよ、民事効の規定にせよ、そういうものを設ける場合は、今の措置義務の規定は非常に抽象的になっていますので、その際には定義の検討が必要だと思っております。

ただ、一方で措置義務のままで、そこが変わらない中で定義だけ法律を変えるというの

はなかなか難しいことがありますので、均等法の関係については、定義についてもし書くのであれば、中長期的課題の中に書いていただいたほうが、セットでいいのかなと。あとちょっと気になったのが、先生が（３）として刑法の前に定義の統一あるいは規制のあり方というのをおっしゃいましたが。

○辻村会長 統一すべきかどうかを含めて議論を深める必要があるということです。

○厚生労働省 そうですね。定義のところで均等法と人事院規則の話だけが出てきたわけですが、それですと結局、職場の関係のハラスメントの定義をどうするかという、非常に限られたような記述になってしまうのではないかと思うのですが、それを統一すべきかどうか検討すべきではないかと読めてしまうような印象を受けたのですが。

○辻村会長 ただ、法律学、とくにジェンダー法学などでは、セクハラは、一般に「意に反する不快な性的言動」を指すというように、アバウトな定義で説明しています。こういうセクハラ行為が雇用分野にも学術分野にも、政治分野にもあるとこと指摘しているのですけれども、法律ではそれらの言葉は統一されてない、ということですね。ただし、それで今後統一しなければいけないということでもないかもしれない。刑法をつくるときにはそれなりの定義は必要ですし、それぞれ固有の法律が今後も出てくる可能性があるので、そういう状態であることを、今回明らかにしておくということです。

今おっしゃったのは、雇用分野において今、検討していただいています、ほかの分野についても統一の必要性を含めて検討の必要があると思います。我々としてはもっとほかの分野を踏まえた、こちらのほうが広い発想で、雇用だけではなく学術分野などのセクハラは当然あるわけですから、そのことも今後検討しなければいけないということを報告書できちんと書いておかねばならないのです。それを課題のところにちゃんと書いておかないと、刑法は難しいという書き方だけだとよくないというのが私の見解です。

刑罰の前に、全体的な議論が必要である。これは雇用の分野のみならず、学術だとかその他教育、学術も含めた検討は、今後も継続すべきであるぐらいの形にしておきますか。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 私も辻村会長の意見に賛成で、私は社会学者でもあるのですけれども、セクハラというのが職場内から始まったのは確かですが、今は労働問題だけで捉えるのは限界に来ているのかなと思っておりまして、一番最初に書いてあるように、優越的地位にある者がということなので、多分制度的に優越した地位を付与されている者がということだと思って、その典型が労働ではあるのですけれども、今回、発端となった公務員とマスメディアの間の問題も同一組織に属していない。もちろん４ページに書いてあるように、職場や労働者の範囲がどんどん広がっていった、準用するということで対応してきているのだと思うのですけれども、それももう限界かなと思ったのは、この前、報道されましたが、就活生がリクルーターに襲われるという事件があって、就活生は労働予備軍ですけれども、果たして労働者に当たるのかどうかとか、Me too運動の発端とった人も映画監督といわゆるアプリカントというか、採用権限がある人と、採用されたいと思っている人の優越関係

だったので、こうやって準用をどんどんしていくことは必要だと思うのですが、それだけで済まないような気が私もしてきましたので、辻村会長が言うように職場も含んだ形での新しいセクハラ関係の定義なり救済なりを目指すというのは、私は賛成いたします。

○辻村会長　ありがとうございます。刑罰の問題を書く前に、総括的な検討の継続ぐらいは書いておかないと問題性が見えてこないし、深さが見えてこないと思います。もちろん中長期課題についてということは、それはそれで、でも余り中長期課題とやると、先送りしてしまって今は何もしないよというようなことにとられても困りますから、もちろん制度的な根本的な問題は中長期的課題ですが、その前に総括的な検討の継続ぐらいのところで、そこをやるのはどこでしょうかというと、やはり各省庁、文科省さん、厚労省さん、人事院、皆さんが分かれてしまうとばらばらになりますから、この場ですね。内閣府の暴力の専門調査会がある程度、かなめになっていく必要がある、この調査会もその位置を担うべきであるというようなこと、そこまで書かなくてもいいかもしれませんが、そういう場がないと統合するとか、総括的な検討の場がなくなってしまうから、そのような認識のもとでやっていく必要があるという課題を何行か書きたいと思いますが、これについてよろしいでしょうか。御賛同いただけますか。

（「はい」と声あり）

○辻村会長　ありがとうございます。では、それを報告書に入れていただいて、皆さんにお送りしてこの文章でいいかどうかということを行っていきたいと思います。

あとは木幡さんのほうでマスメディアから始まって、マスメディアの議論をここでも幾つかしたと思うのですが、マスメディアの要請というところがありましたが、そのぐらいでよろしいですか。今、学術まで来たのですが、労働、雇用の面、学術の面、先ほどの就活生のリクルーターの問題に広がってきていますから、確かに広くなりましたね。

あと、11ページのメディアへの要請が3行しかないのが気になっていたのですが、メディアの対応のことも含めてという形で今後の課題であると書きたいと思います。

○木幡委員　メディアの要請とか、そもそも今回はメディアは被害者だったわけですが、先日の話で新聞協会のほかにも民放連にも出向いたということをおっしゃっていたので、今回テレビ局の女性が被害者だったので新聞協会等ではなくて、そこにもちゃんと書いたほうがいいかなと思います。

○辻村会長　新聞協会・民放連等。

○木幡委員　そうですね。それは非常に細かい部分なのですが、このまま続けて私の意見を述べさせていただいてもよろしいですか。

全体的なことなのですが、まずタイトルです。今回これがぼんと出たときに、どれだけこれが魅力的な、読んでみようと思う報告書になるか。まずタイトルというのは非常に大事だと思うのですが、現状と課題というだけで終わったときに、果たして「現状と課題か、読んでみよう」と思うかどうかということなのです。かといって余り突拍子もないタイトルもこういったものはつけられないのではないかと思いますので、例えば現状と課

題を踏まえた問題意識とか、当委員会が持っている問題意識とか、問題点とか、共通認識とか、わからないのですけれども、前半はほとんど報告というか、現状のことが書いてあるわけですから、一番注目されるのは20ページ以降の今後の課題というところではないかと思うのです。ここのタイトルを、例えばここも「今後の課題と問題意識」みたいな感じにして、我々が何を問題だと思っているかというところを明確にするとか、その下の1、2、3、4という大きな数字のところも、例えば2の教育啓発・研修充実というのは研修のさらなる充実とか、3の相談体制の整備、これもただ整備ではなくて「整備と実効性の向上」、本当にそこが大事だとみんな言ってきたと思いますので、長い報告書ですので、みんながみんな興味を持って最後まで一言一句読むかというところを考えたときに、大見出しの部分をぱっぱと見ていくと思うので、今後の課題と問題意識みたいにして、1、2、3、4というところは、これが問題なんだというところをしっかりとその1行の中に含めていったほうが、間違った形でこれが記事になったりしなくて済むのではないかと思います。

○辻村会長　ありがとうございます。報告書の持つインパクトで、現状と課題で客観化して。

○木幡委員　はい。最後の25ページに、今後の課題において幾つかの問題意識が当専門委員会において示されたところであると書いてありますので、この報告書は何を言いたいのかということを明確にするために、タイトルも少しインパクトのあるものにしたほうがいいのではないかと思います。

○辻村会長　何かいいプランはありますか。問題意識と言うと非常に主観的な感じがしますが。誰の問題意識か、という感じになってくるので。

○木幡委員　でも専門調査会が出しているのですよね。

○辻村会長　そうですね。山本委員や山田委員、何かいい案はないですか。インパクトのある問題意識を言うような。どうぞ。

○種部委員　私は今後の課題に示されたところに課題ははっきり示されていないと思います。20ページの基本認識のところ、現状を認識しているということの中に、例えば先ほどおっしゃっていたように、人事院と厚労省で措置義務を定めて被害防止を図ってきたということがありますが、これでカバーされない領域あるということはまず問題だと思いますし、2番目の相談体制の整備はできているのだけれども、先ほど申し上げたように利害関係のある人がやっている窓口では実効性がない、あるいはそこに対して強制力がないから相談しても改善措置がなされないことが問題だ、など、課題を基本認識のところに関係なく羅列したほうがいいのではないですか。あるいは最後でもいいのですが、それを受けてということでもいいのです。法整備についてはいろいろ背景が難しい。辻村会長から御提案いただいたように、現行の刑法があるのですが、刑法マターではないだろうという前に、では刑法ではなくてどのようなやり方があって、法律的にはストーカー規制法ができてしまったことからこの国の法のたてつけ自体が、もう一回、原点に戻していけないとい

けない、など問題を項目として挙げていって、これから取り組む必要があるという提言に
してはいかがでしょうか。

○辻村会長 この段階ですから余り全体を動かすことはできないと思いますが、書き
ぶりで相談体制の整備と書くだけではなくて実効性の確保とか、整備と実効性の確保と
書いて、整備だけが課題ではなくて全体が課題なので、実効性の確保が課題だということ
がわかるような見出しに例えば変えていくというだけでも意味は大きいと思います。

ほかにいかがですか。どうぞ。

○可児委員 23の（3）の刑罰に関する部分なのですが、これは井田先生の御意見が含ま
れる部分が、あたかも刑法学者の全体意見のように読めてしまう書きぶりになってしまっ
ているのは少し気になります。井田先生自身がこういった御意見をお持ちなのは、ここ
での発言でもわかっているのですけれども、必ずしも刑法学者全体の意見ではないと思う
ので、ちょっと書き方を工夫していただいて、刑法学者全体の意見ではないことがわかる
ような形にさせていただいたほうがいいと思います。

○辻村会長 そうですね。私も気になっていまして、きょう井田先生いらしたらいろいろ
教えていただこうと思っていたのですが、例えば刑法学者や学会にアンケートをとって
何%がセクハラ罪をつくれと言われたとか、そういうこともやっているわけではありませ
んから、井田先生がそのように言われたからといって刑罰はやるべきではないというのが、
調査会全体の意見かどうかというのはわかりませんよね。今後ほかの刑法学者の別の意
見も聞いてみたいところですし、そこが余り断定的にならないほうがいいですね。きょう
井田先生がいらっしゃらないことが残念なのですが、これはメールでもご相談したいと
おもいます。

他にも、6 ページ、下から9行目のところに「その程度により、暴行罪や強制わいせつ罪
に該当し得る」と書いてあるところに、176条までしか書いていないですが、177条の強制
性交等罪、レイプの事案はたくさんあるわけですから、そこをわざと書かないというのも
問題ですね。

ですからここは井田先生に確認した上で、177条の強制性交等罪も加えておきたいと思
います。

○小西委員 6 ページの3、その他のところは、さっきここも申し上げようかなと思っ
ていたところで、先生が今言われたように刑法学者がというふうに一般化し過ぎであるこ
とと、ここでこの委員会で議論したのは、今の話を聞いても、こういうふうにおのおの定義
にひっかかりたりひっかからなかったりするから、セクシュアル・ハラスメント全体とし
て包括的に一定の対応ができていないということなのだと思うのです。結論としては。も
ちろんこういう御意見があるなら書いていただいて構わないのですが、法律家でない者か
らしますと、「該当し得ると考えられる」とか「該当し得る」ということが繰り返されて
いるというのは、これで十分だという形にどうしても感じるのです。法律の文章はそうい
う独特なところがあるので、やはりこれは普通の人を読むことを考えると、「し得る」と

いうことは十分だということではないということ、あるいはこの中の議論で、だからこそ問題があるということも書いていただきたいなとは思いました。それから、先ほどの刑法のところの議論なのですが、多分、法的な議論を書くのに必要なのはわかります。ただ、これも専門でない者からすると、セクハラと言われているものが、一方で最終的には刑法に行くようなセクシュアル・ハラスメントというものと、環境型と言われているジェンダーのほう、性差別の問題、性的平等の問題という2つのところから構成されているんだと考えること自体が、私はここで初めて学んだことなのです。やってみてそうなのかと思ったので、そういう人にもわかるように書いていただくことも必要なと思います。

本当に独特の書きぶりになり過ぎてしまうと、わかる方はわかるのでしょうけれども、一体ここで何を言いたいのかということがなかなかわかりにくくなるので、その辺はわかりやすく書いていただくことを望みます。

○辻村会長 そうですね。なかなか難しいですね。さっきの6ページでも罰則に該当し得ると考えられると書いてあるのですが、これで終わったということではなくて、これに対して委員の中には、セクハラに関する規制が一見して一般に理解されるような一括した法規があることが望ましいのではないかという意見もあったとか、そのような形でいろいろな立場の方から見て、いろいろな疑義が残っているということがわかる報告書にしておくのも一つかなと思っています。

○小西委員 だからそれぞれ全部そういうものをつけるか、一方でこういう議論がありますという形で報告は報告でまとめてしまって、私たちが聞いた報告の資料としてこれは出して、最後のところで問題点をまとめていただくか、どちらかのやり方で。

○辻村会長 最後できちんとそういうことも書いておかないと。

○小西委員 そのようにしていただくと、だから資料としてこういうふうに言われたというのは事実ですから、そのようにお書きになるのだったら、検討会の中でこういうことが教えてもらいましたというのはいいい言葉ではないのですが、そのように書いていただければ問題ないかと思います。

○辻村会長 そうですね。今の議論もテープでとっていますから、これを後でもう一回まとめさせていただくことになろうかと思います。

日本の場合、初めから申し上げているように、要するに法制度自体が強制力のない均等法から始まって、それで平成9年の改正でセクハラのところを入れたのですが、このときにはまだセクハラの定義とかそういったことが学問的にも明確になっているとは言えないときだったから、非常に曖昧な書きぶりになっていたわけです。

ところが、10年ぐらいして指針をつくらなければというので、指針である程度の定義を入れたのですが、世の中の動きが速くて、それに対応して法律を改正したり、指針をつくったりして加えてきている。そういうやり方でやってきたものですから、初めの厚生労働省は〇〇ちゃんと言うのもセクハラですと広報しているわけです。ですから事態が進んできたから刑法をつくれということが出てくるようなときに、〇〇ちゃんなどのジェンダー

ハラスメントは外しますよということは、なかなか整合的に言えない状態が日本の場合は起こってきてしまっているのです。

ですけれども、法律論としては山崎先生がおっしゃってくださったように、ジェンダーハラスメントを一旦外した議論をしないと、刑法での規制には持っていけないです。だからそのギャップというのか、段差があるので、そこを全体として理解していただくということは大変難しいことだろうと思います。

複雑な内容をそのまま書いたら、報告書としては非常にわかりにくい報告書になってしまいますから、そこをどういうふうにインパクトがあってすっきりさせるかということですが、やはり誤解は避けたいと思いますので、我々の総意が刑法はだめよということと言いたいがためにやっているわけではないということと、法規制だけではなくて一般的な実態のほうが問題だということ、それから、雇用分野だけではないという話は我々の間で随分議論してきましたから、そのことが明確になるようなまとめ方をしたいと思います。今後、書き加えたり、書き直したりしたものを皆さんにお送りしますので、校閲機能で皆さん直していただいて、まとめ上げていきたいと思います。

それでは、本日をもってこの委員会は終了となります。再任される委員の方もおられると思いますし、これで終わりになる委員の方もおられると思いますが、私ども任務は、昨年4月の財務省の事件から始まりまして、セクハラ対策の報告書をまとめることになったのですが、本来はDVの問題あるいは改正した刑法の性犯罪規定の見直しの問題など、課題が沢山あります。私たちの専門調査会では、AV、JKの報告書もつくりましたし、この委員会としては一生懸命頑張ってきたつもりですが、課題は非常に大きいものがありますので、今後の委員会に対してよろしくお願いしたいと思っております。お一人2～3分でも御感想とか、あるいは今後の課題について御意見をいただいて締めたいと思います。いつも阿部委員からで恐縮ですが、一言ずつ御意見をいただければ幸いです。

○阿部委員 どうもいろいろありがとうございました。

セクハラについて、これからまたこういったところで議論をする機会というのはなかなかないかと思いますが、この間、私は自分の所属する女性団体でDV被害者の相談であるとか、職場におけるセクハラ問題なども相談対応や相手方と交渉したりしてきたのですが、このところ児童に対する強制わいせつの被害が相次いでおりまして、それで実は被害届を出して共同面接まで2カ月かかりました。加害者が逮捕されるまでまた2カ月かかる。そしていまだに児童は学校に行けていないというような状態です。

1つの原因は、学校が保身に回るために保護者は学校を信用できない。加害者の教師の味方をするということが続けざまにあったというようなことで、その間、お子さんは居場所がなく、親が仕事をやめたり休むなどしておうちで見ていたりするわけですが、このところ教育委員会と交渉をしております、防止マニュアルを見た保護者が何を言ったかという、もみ消しマニュアルよねこれは。非常に教育委員会としてはよかれと思って防止マニュアルを一生懸命つくるわけです。でも、そのことがほかの目から見たならば、

逆に信用ができない。これはもみ消しではないかというような形で受けとめられる。それから、学校がセクハラをやってはいけないという教師たちに研修を積み重ねているということも保護者には全く知らされていなかった。そうすると保護者あるいは被害児を持つ保護者からすると、本当にこの学校を信用して、あるいは学校に行かせられるのかという不信感が積み重なってくる。ですから対策を立てるときにぜひ関係者というか、被害者の声であるとか、保護者の声を広く集めて対策を立てるということをぜひいろいろな場面で、手間暇かかることですが、取り組んでいただきたいなということを最後に、ちょっと意見としてお願いしたいと思います。

○辻村会長 学校をめぐる問題は、児童虐待の問題、親の懲戒権の問題もあり、文科省さんも大変だと思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

可児委員、お願いします。

○可児委員 例の財務次官の問題が起きて、その後のいろいろな大臣等の発言を聞いたりしているとき、平成も30年になろうとしているのに、こんなしょうもないというか、情けない事態が起きているということに本当に頭がくらくらするような思いでしたが、それを機にこういった形で報告書をまとめるところまでたどり着けたというのは、きっかけは非常に情けないところからのスタートではあったけれども、一つの成果なのかなと思います。ただ、報告書をつくっただけでは意味がないので、当然のことながらそれを今後に生かしていかなければいけないし、先ほど辻村先生もおっしゃったように、そこをかなめとしてかかわっていかなければいけないのは、この調査会なのだろうと思いますので、そういった意味で報告書について、きちんとフォローアップをしていていただきたいなと思います。

今回、セクハラの問題が調査会の中心だったので、もともとのDVの問題への取組がどうしてもできなかったというところがあるのかなと思っています。DVの問題についても放置できないような状態になっていると思うのです。DV防止法で定められた保護命令の利用、申し立てが激減している。一時保護の利用も激減している。そして、千葉の野田の事件のように、DV事案であることが外に出てきていたのに何も対応されずに、最終的にああいった形で人が死ぬという事態が生じてしまう。DV法ができてもうそろそろ20年になろうとしているのですが、DV被害者支援というか、DV法制がある意味、機能不全に陥ってしまっているような面もあるのかなと思うのです。

DVということの認識は広がってきたとしても、いまだ加害者への責任というのはきちんと追及されないような状態が続いていて、加害者の責任が追及されない一方で、なぜか子供も含む被害者がいまだに逃げなければいけないということが残っている。そういった状態を私たち弁護士も含む司法が追認してしまっている。司法のDV被害に対する過小評価がそれを追認してしまっているような面もあるので、そういったところも含めてDV被害者支援のあり方や、DV法制のあり方について、きちんとこの調査会でも今後は議論していく必要があるのではないかと感じました。

DVもそうだしセクハラもそうなのですが、いろいろな対策が接ぎ木のようにつくられてはいるのですが、いまだDVを禁止するという法律も、DVをしてはいけないという法律もなければ、セクハラをしてはいけないという法律もないような状態が続いているので、それも非常に問題だと思いますので、そういった点も含めて今後議論していただけたらと思います。

以上です。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

小西委員、どうぞ。

○小西委員 DV、性暴力、子供の性的虐待などがここで扱っている大きな問題ですが、こういうことが本当に社会全体の健康という側面から見たときに非常に大きい。それがもし減れば、社会がかけなくてはならないコストというものが非常に減るんだということは、いろいろなエビデンスが出ていることなのです。そういう側面から見ても、この委員会1つでは議論できないぐらいたくさん問題があって、本当にDVを後回しにするわけにいかないのかもしれないのに、出てきた問題は対応していかなくてはならないというところが今回あったんだと思います。

ただ、20年前ぐらいにこの委員会に前いたこともありましたが、常に制度はありますと言われて、でも実行という点でどうかということを常にずっと繰り返してくるのだけれども、ちょっとずつは進んできている側面もあって、その割に相変わらずジェンダー開発指数は110位ですけども、余り諦めてはいけないなと、粘り強くやっていかなくてはならないなと思っています。ただ、今やる規模が問題全体に比べると小さいという気が私もしています。

○辻村会長 木幡委員、お願いします。

○木幡委員 私がこの調査会の委員である期間中に、財務省事務次官のテレビ局女性記者に対するセクシュアル・ハラスメント事案があったというのは、非常に私としても考えさせられましたし、また、ここでいろいろ勉強をさせていただいて、ありがたく思っております。

その後すぐ6月にスピーディーに緊急提言を出して、そして今回セクハラに関する報告書を取りまとめられたということは非常に意義があると思うのですが、ただ、それだけではだめで、その後、いかにこれをフォローアップしていくか、いかに問題を解決していくかということを考えていかないといけないなと思います。

行政もメディアも社会全体もまだまだ男性中心の組織で、なかなかインクルーシブな社会になっていないと思いますので、そういった長年培われてきた社会の組織とかあり方を変えるのは非常に難しいし、時間がかかるのですけれども、まずは一人一人が今までの考え方ではだめだ、時代は変わっているんだということを認識してもらって、そのために根気強く、継続して発信していくことが大事だと思います。

そして、何よりも私が言いたいのは、被害に遭った人の人権が守られて、そして訴え出

ることによってさらに苦しむということがないようにしていかなないと、いつまでたってもその被害が埋もれたままになってしまいますので、問題解決に向けてぜひその点も引き続き検討していきたいと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。

種部委員、お願いします。

○種部委員 昨年、法改正になって監護者わいせつ罪ができて、現実には現場で対応を求められる事例が出てきているという状況に来ていると思います。ワンストップも全国に設置され、すごく前進したと思うのですが、実際には、子供が被害に遭った場合、今まで児相マターだったのが刑法になったことで警察マターになり、児童相談所のほうがそれを余り理解していないからか、手続上、運用上にすごくまだ問題があるのが現実です。

例えば先ほどもお話がありましたけれども、司法面接を先にやってから医学的所見や証拠採取をするのが警察では当たり前だと思うのですが、児相はそこをよく理解してなくて、先に病院に来る。司法面接まで時間が開くと、そのタイムラグで証拠が失われてしまい、せっかくワンストップが機能しても、そこで動きがとまってしまうのです。せっかく加害者の特定に至るような証拠が残されていたにも関わらず、機会を失ってしまうという非常に残念な状況に陥ります。ですから、この法改正を受けた後の問題点について、抽出をいただいてやっていただきたいです。

それから、先ほど全く一緒ですけれども、学校の対応。小さい年少児の子供の被害というのは学校で不意に開示されることが多いです。思春期ぐらいですと自分から苦しくなって親御さんですとか、養護の先生に相談して開示されることがあるのですが、小さい子供の場合は、何もないところでいきなりお友達にけろっと言ってしまったことから開示されることがあります。学校中大騒ぎになるのですが、その後の学校の対応が良くない。児相にまず相談されることがほとんどなのですけれども、ほかの子供たち、それから、その子が学校に戻り生活をもう一度するという状況に至るようなケアが全くないというところで、学校のほうで性虐待に対するもの、あるいは性暴力に対する対応、もう少し初動の体制を学んでいただく必要があるかなと思っています。

当初、DVの問題に取り組もうとしていた先にセクハラのほうになったのですが、ちょうど、虐待とDVがセットということが初めて今回、事件で認識されたと思います。これまで虐待があると、子供に対しての暴力は誰でも大変だよ、かわいそうなことだよという認識はあったのですが、その後ろにDVがセットであるということをはなかなか認識していただけていませんでした。今回、スポットが当たったと認識していますので、今後、DVと虐待をセットで、特に子供の問題から見つけてきても後ろにあるDVを見逃すなということと、面前DVですね。DVの家庭の中にいてずっと心理的に虐待を受けている子供たちというのをセットで考えるということ、次の課題にしていきたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

原委員、お願いします。

○原委員 先ほど意見を言いそびれてしまったのですけれども、私は例えばセクハラ被害もそうなのですが、泣き寝入りをする人たちの相談も多く聞いてきていて、なかなか企業がそういう相談体制を持っていたとしても、相談できないという人たちが相当数いると思うのです。この報告書の中でもこれ以上の書き込みは難しいのかもしれないのですけれども、相談体制の整備からさらに「充実」であると表記できるように取組が進まないか、例えば企業や学校に自浄機能がなかったときに、第三者機関のような相談する場所というのが、今後できればつくられないだろうかということは考えるべき課題だと思っています。

今回の審議の内容については、DVに関する審議を行うときよりも、ジェンダーハラスメントについての思いを深くして聞いていたところがあります。このことについて敏感になることはセクシャルマイノリティーの方々に対する配慮につながるものであるとか、女性に対する暴力を防止する取組には不可欠なものだということを今回の審議で再認識しました。あと、セクハラやDVに関する取組を現場で講演とか、計画策定をされていて人々の関心が高まっているというのを最近、様々な事件の世間の反応も含めて感じていますので、これらの対策を推し進めるいいチャンスの時期ではないかと考えています。

ただ、この問題については、多くの方々が重ねて研修を受けるチャンスがまだ少ないということであるとか、組織としての対応だけでなく、行為者に対してどうするのか、そのような具体的な問いに答えてくれるような研修講師や専門家、相談支援の専門家が現場ではまだまだ足りていないのではないかと感じています。

また、そんな人たちの活躍の場がまだ少ないと感じていますので、大企業は取組が進んだとしても、中小零細企業ではたくさんのハラスメントが起きていますので、今後の広がり期待したいと思っています。

ちなみにうちは、学校現場では随分DVの研修をやってきたのですが、大きな企業でDV研修をしたことがまだないのです。こんなことも今後やっていきたいと思っています。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

山田委員、お願いします。

○山田委員 2点ばかりあるのですけれども、その前に最近、平成30年を振り返ってという特集でいろいろあるのですが、セクハラが流行語大賞になったのは平成元年だったと思いますので、ちょうど平成が終わる年にセクシュアル・ハラスメント対策の報告書が出るというのはまた、4月までに出ますよね。平成最後に出るというのもまためぐり合わせかなと思っています。

先ほども多少言いましたが、私はDVとセクハラというのは根本的につながっている問題だと思っていて、いわゆる家庭内で優越的な地位にある者、職場内で優越的な地位にある者は性的暴力を振るうということで、土壌は共通ではないかと私は思っています。その中できょうのセクハラですが、カバーする範囲が広がっていった。これはDVも一緒だと思うのですが、DVが家族の中で夫から妻だけではなくて、親密な関係にある同性同士や

男性に対するものも含むと変わってきたと同様に、セクハラのもともとの発祥の場である同一組織内から取引先や顧客にまで広がっているというふうに思っております。

中にも幾つか書かれていますけれども、そういうカバーする範囲が広がってきたということは一つの前進だと思っております。

また、原委員とも重なるのですけれども、私は地方の男女共同参画委員会の委員も兼ねておりまして、そこで聞く話というのは、大企業の中で行われているようなものというよりも、本当にある商工会の女性委員の方は、地元の商店なんかセクハラし放題よということを言っていたりとか、地域だと自治会とかPTAとかから代表が来るのですが、自治会長、町内会長とかPTA会長が行うような性的言動はひどいものがあるといったような意見もあります。そこにも中小企業等における研修もというふうに書かれています。そういう地域で小さいところにおけるセクハラによって苦しんでいる人たちがいるということも一つ念頭に置いて、だからこれは家庭内でもないし職場でもないのですけれども、組織であって何らかの権力関係があるところで発生しているものが結構あるということも今後、課題に加えていただければと思っております。

以上です。

○辻村会長　ありがとうございました。

山本委員、お願いします。

○山本委員　なかなか出席できなくて申しわけありませんでした。

ずっと児童相談の分野からこの問題にかかわってきましたけれども、基本的に人間が持っている力による利益搾取ということに全てが共通していることではないかと思えます。力による利益搾取というのは、歴史的に必ずと言っていいほどゼロになることはあり得ない人間の宿命なので、その利益搾取に関しては必ず利害の相反があって、議論があり、結論が出ないということを繰り返していると思うのです。

その中で今、みんなが注目してきていることは、いかに早く発見をし、発見されたら安全が保障されるという、この条件がちゃんと整備できていない。特に性暴力に関しては発見そのものが被害者の烙印化になる。さらには被害の立証のために、みずからの被害の開示をしなければならない。それによってさらに自分の利益が損害されていく、安全保障されていないという問題をどうやれば保障できるのかという課題にぶつかったように思うのです。ここは簡単には解決しないという感じがするのですが、皆さんが議論されているように、本当に課題を何度も何度もスクリーニングして見直すことを繰り返さないと、1回こういうふうに言ったから、それはもとに戻らないというものでは改善できない問題があると思えます。

もう一つ、子供に関して言いますと、被害の発見と安全の保障の前に権利というものは何なのか、力による搾取被害というものからみんながお互いに守り合うためにはどうしたらいいのかという基本的な教育が必要なのではないかと思えます。

以上です。

○辻村会長　ありがとうございました。

それでは、私からも一言、御挨拶をさせていただきます。

申し上げたいことはたくさんありまして、もうすでに沢山お話ししましたから短くしますけれども、まず、私のほうから、委員の皆様方、そして事務局の方々、皆様に変えに大助けていただき、御協力をいただきましたことに、心よりお礼申し上げたいと思います。

今期の委員会ではAV、JKから始まって、セクハラで報告書をつくることになりまして、これは当初は実は想像してなくて、DVの報告書をつくることになっていたと思うのですが、時代といいますか、平成30年にして、Me too運動などが世界的に問題になっている中で、セクハラ問題について報告書をつくることになったのも、日本の現状をあらわしているのだろうと思います。

私自身は6回のヒアリングを経て、ここまでまとめることができましたことを大変うれしく思っており、将来のためになる報告書になればと思っております。この点は先ほども申し上げましたけれども、学術性とか実証性がきちんとしたもので歴史の検証に堪えるといいますか、何年か後にこの報告書を見ていただいたときに役に立つような、まさに中長期的課題が果たされようとして、立法化されようとするときに役に立つようなものになっていけば良いかと思っております。

こう申しますのは、私が着任しましてから1年たった2012年、平成24年に、まさに刑法177条の改正問題で報告書をつくったわけです。そのときは実は法務省さんのところに課長等と一緒にやって相談しましたときに、法改正などができるわけがない、ということでもほろろだったのです。しかし実際には、政権が変わって、大臣も変わって、平成29年に刑法改正が実現しました。そのときに、我々の専門調査会の報告書が非常に役に立ちましたと言っていたいて、私も大変にうれしかったです。やはりお役に立つことができたと思います。

今回もそのようなつもりで報告書を仕上げておきたいと思っております。今後、本格的な法制化に取り掛かる時に、土台にするものがないと進歩していきませんから、今回の報告書が役立てば幸いだと思います。

それから、皆さんもおっしゃっているように、私どもが扱っている女性に対する暴力という問題は本当に幅が広くて、たくさんあります。DVもストーカーもありますし、今後は外国人問題がたくさん出てきますので、人身売買問題が重要になってくるように思いますけれども、それがほとんど根本的なところでは結びついていきます。先ほど山田委員がおっしゃったように、優越的地位といいますか、男性中心社会だとか性別役割分業だとか、恐らくは根っこは一緒ですが、そういうものがいろいろな局面で出てきますから、この専門調査会の課題は、尽きることがないのです。

それらは女性差別撤廃委員会からも強く勧告されているところですから、来年3月には日本政府も回答しなければなりませんし、できる限り力を尽くして法改正できるところは改正して、少なくとも体制は整えていく必要があると思っておりますので、今後とも皆様

にも力を尽くしていただきたいと願っております。私もできる限り頑張りたいと思っておりますけれども、ひとまずお礼を申し上げて、私の御挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

あとは事務局のほうから今後の予定、その他、お願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 きょうはいろいろな御意見をいただきましたので、3月中に報告書につきましては取りまとめて、参画会議のほうに報告というスケジュールがありますので、事務局のほうで整理をいたしまして、また委員の皆様方にお示しいたしたいと考えております。

今、お話がございましたけれども、本件はセクハラを取り扱ったということで、例年と比べますと相当程度のハイペースで議論、検討が進められたということで、委員の皆様方に相当御負担をかけた部分があったのだらうと思っております。改めて感謝申し上げたいと思います。

どうぞ今後とも引き続きよろしくをお願いいたします。

○辻村会長 それでは、以上をもちまして第99回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。どうもありがとうございました。